

令和8年度

第2回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年5月28日（木）

令和8年度第2回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年5月28日(木) 10:00~10:40

開催場所 平塚市庁舎本館6階 619会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(信)委員
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(武)委員	<u>12番</u> 中戸川委員 欠席
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 三浦主事 花上主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第5号 非農地証明について

議 事

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

<報告事項>

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、2件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、5件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、2件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、13件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、1件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請6件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

花菜ガーデンから北に約440m

農振農用地

【経営地】

経営面積 12,980.00㎡

田・・・約8反2畝

畑・・・約4反8畝

取得後経営面積 18,282.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機2

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は適正に管理されており、いずれの経営地についても良好に管理されている。また、稲作に関する知識・経験も有しているため問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
1番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

土屋霊園から西に約130m

農振農用地

【経営地】

経営面積 6,529.00㎡

畑・・・約6反5畝

取得後経営面積 7,659.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機2

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は畑として管理されており、経営地についてもトウモロコシが作付けされるなど適正に管理されているため問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

豊田市民窓口センターから南東に約85m

農振農用地

【経営地】

経営面積 42,827.00㎡

田・・・約4町1反

畑・・・約1反

取得後経営面積 44,833.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター3、田植機1、コンバイン2

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について事務局に説明を求める。

事務局

地元委員が欠席のため事務局から説明。

地元委員からは、申請地及び経営地は適正に管理されており、特に問題はない旨の報告を受けている。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立神田中学校から北東に約235m、約295m、北に約680m

農振農用地

【経営地】

経営面積 20,465.38㎡

田・・・約1町6反

畑・・・約4反

取得後経営面積 23,156.38㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機2、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は田として管理され、いずれの経営地も適正に管理されているので問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(5番案件)

事務局

5番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立神田中学校から北に約385m

農振白地

【経営地】

経営面積 15,214.00㎡

田・・・約1町1反

畑・・・約4反

取得後経営面積 16,203.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

配偶者 (60代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター3、耕うん機2、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は田として管理され、いずれの経営地の管理状況についても問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(6番案件)

事務局

6番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

城島市民窓口センターから東に約680m

農振白地

【経営地】

経営面積 21,553.00㎡

田・・・約1町6反

畑・・・約5反

取得後経営面積 22,283.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

親 (80代) 農業専従

親 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は草が伸びている状況であるが、譲受人への所有権移転後は畑として管理される予定であり、譲受人の経営地についても、いずれも適正に管理されているため問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

6番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

豊田市民窓口センターから南西に約110mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

豊田市民窓口センターから300m以内(約110m)に位置している。

東側・西側は道路、南側は宅地、北側は田。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は砕石にて転圧とする。

南側は既存コンクリートブロック、出入口及び南側以外は単管パイプ・鋼板を新設し、被害防除を図る。

雨水は新設の浸透柵により処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は、建設業を営んでおり、現在使用している資材置場(南豊田313-1、南豊田327)が事業拡大に伴い、手狭となっていることから、新たな資材置場を探していた。申請地は既存の資材置場から近く、必要な面積を確保できることに加え、アクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について事務局に説明を求める。

事務局 地元委員が欠席のため事務局から説明。

継続審議の原因となっていた、申請地の一部に鉄板が敷かれ、ユンボが置かれていた状況については、是正されていることを確認している。また、転用計画については、申請地を砕石・転圧とし、周囲については既存のコンクリートブロックに加え、単管パイプ及び鋼板を新設することで被害防除を図る計画となっており、特に問題はない旨の報告を地元委員から受けている。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当(意見を付して県知事へ進達)

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、4件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から4番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から4番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、畑には作付けがされ、適正に耕作管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、申請地はいずれも良好に管理されており、問題はない旨を報告。

地元委員 3番案件について、畑は作付けされ、農地として適正に管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 4番案件について、申請地の一部ではサトイモが栽培されるなど、適正に利用されているため問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から4番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第13号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計1件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の形態を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時40分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。